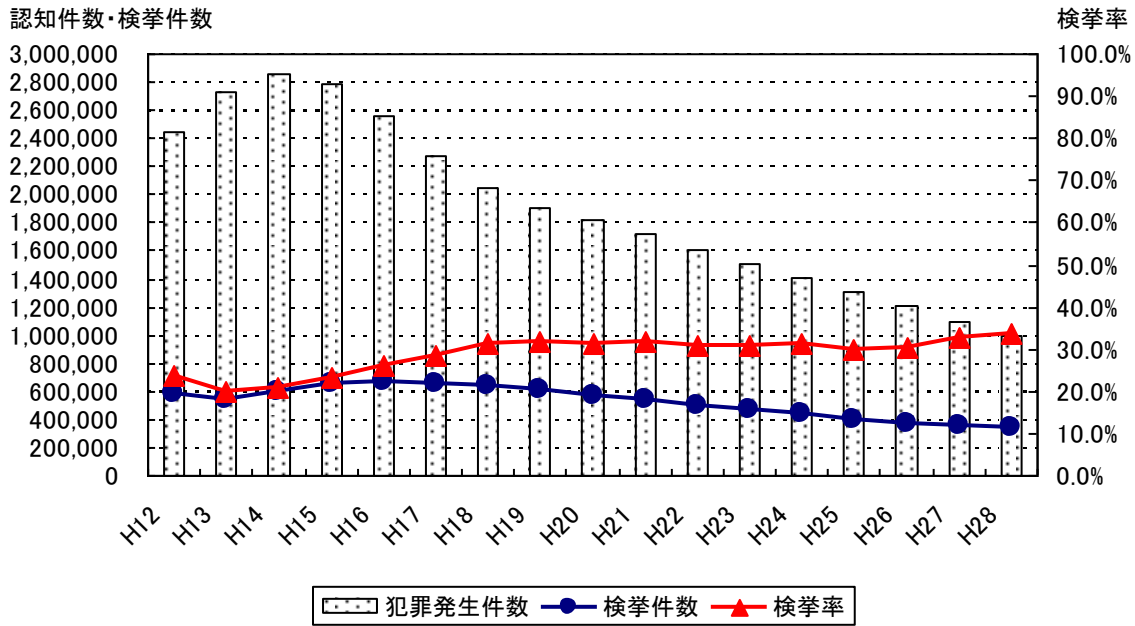
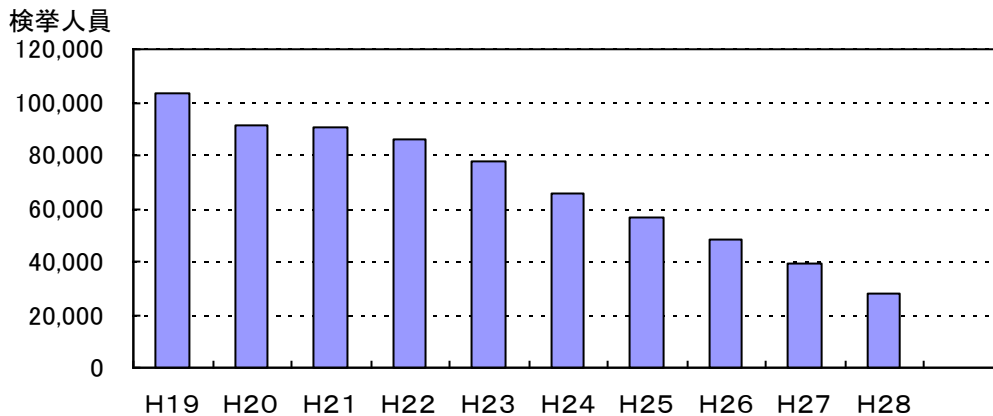


参考資料

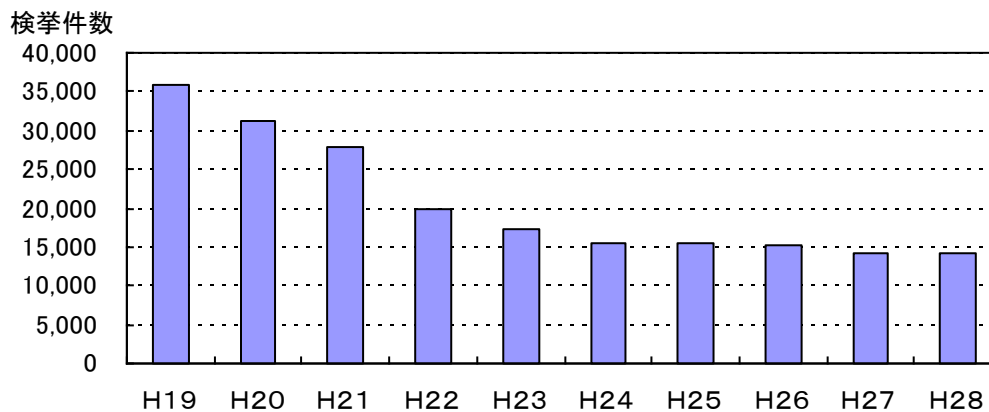
1 全国の認知件数・検挙の推移【埼玉県警本部資料】



2 刑法犯少年の検挙人員の推移（全国）【警察庁資料】



3 来日外国人犯罪の検挙件数の推移（全国）【警察庁資料】

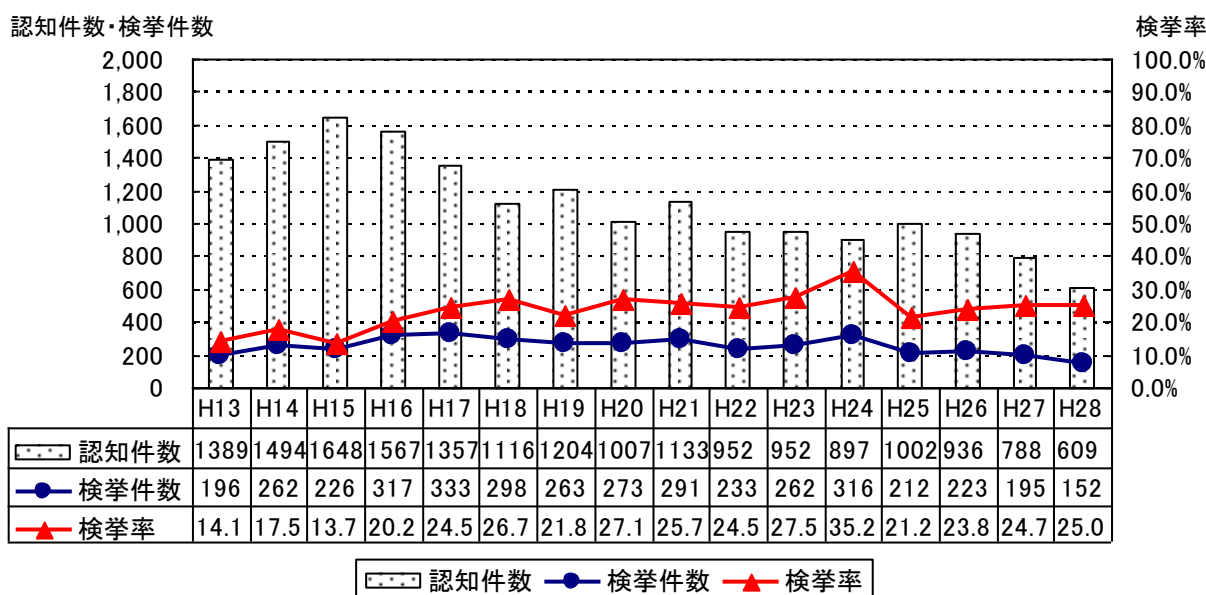


4 振り込め詐欺の被害発生件数・被害額（全国）【警察庁資料】

年	認知件数	被害額
平成19年	17,930件	約251億4,242万円
平成20年	20,481件	約275億9,439万円
平成21年	7,340件	約95億7,912万円
平成22年	6,637件	約82億1,361万円 事後ATM引出額～約18億7,444万円
平成23年	6,233件	約110億1,958万円 事後ATM引出額～約16億9,942万円
平成24年	6,348件	約160億4,000万円
平成25年	9,204件	約258億7,000万円
平成26年	11,256件	約379億8,000万円
平成27年	12,741件	約393億7,000万円
平成28年	13,605件	約375億円

5 吉川市内の認知件数・検挙の推移【埼玉県警察吉川警察署資料】

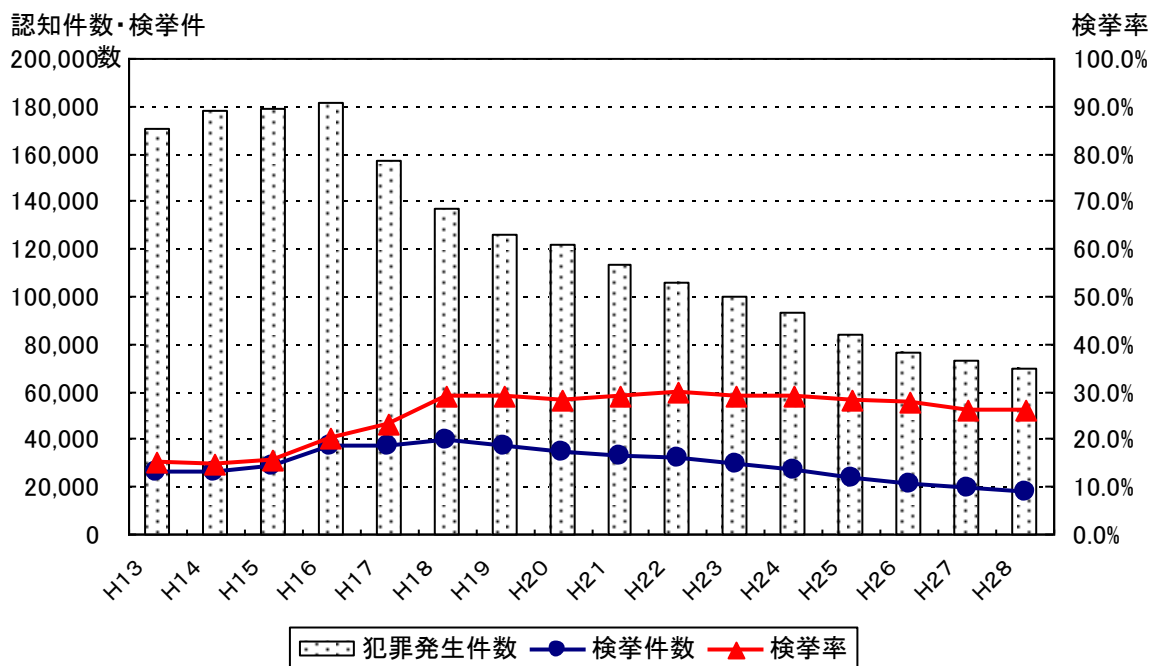
認知件数・検挙件数



6 吉川市の振り込め詐欺の被害発生件数・被害額【埼玉県警察吉川警察署資料】

年	認知件数	被害額
平成24年	2件	94万円
平成25年	5件	1,400万円
平成26年	7件	1,170万2千円
平成27年	13件	2,662万5千円
平成28年	4件	1,099万5千円

7 埼玉県内の認知件数・検挙の推移【埼玉県警察吉川警察署資料】



8 埼玉県内の市区町村別の犯罪率（平成27・28年）【埼玉県警察本部資料】

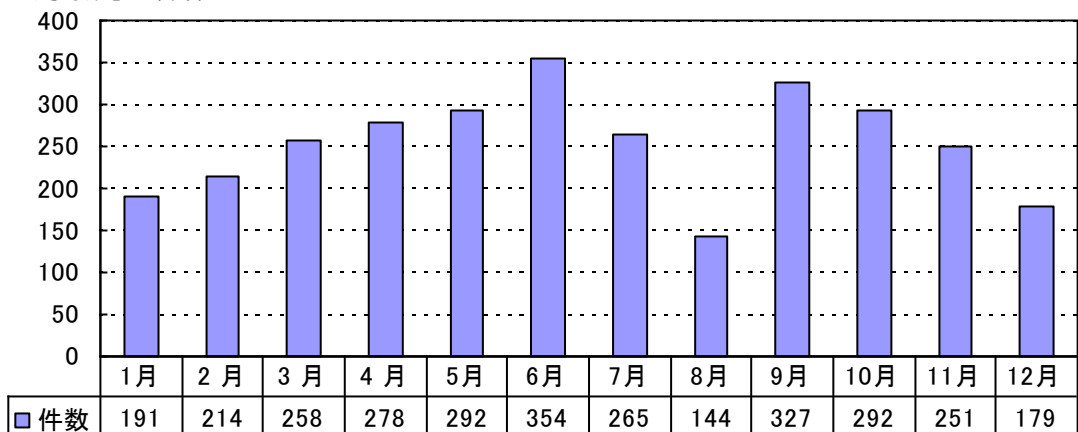
市区町村	平成28年		平成27年	
	犯罪率	順位	犯罪率	順位
さいたま市大宮区	19.6	1	19.3	1
蕨市	13.6	2	13.8	2
越谷市	13.2	3	12.9	4
東松山市	11.8	4	11.1	17
草加市	11.8	5	11.9	9
さいたま市岩槻区	11.6	6	12.0	7
三郷市	11.6	7	12.7	5
新座市	11.3	8	11.6	11
戸田市	11.0	9	12.1	9
春日部市	11.0	10	11.9	10
八潮市	10.6	11	11.0	18
川口市	10.6	12	10.6	21
川越市	10.0	13	11.4	12
和光市	9.9	14	9.5	30
坂戸市	9.8	15	10.7	20
久喜市	9.8	16	9.8	26
羽生市	9.8	17	11.9	8
滑川町	9.7	18	10.3	23
鶴ヶ島市	9.7	19	11.3	14
さいたま市緑区	9.6	20	9.0	43
狭山市	9.6	21	11.0	19
さいたま市桜区	9.5	22	9.7	27
さいたま市中央区	9.4	23	9.1	40
所沢市	9.3	24	10.5	22
宮代町	9.1	25	11.2	15
上尾市	9.1	26	9.7	28
川島町	9.1	27	13.1	3
入間市	9.0	28	9.9	25
さいたま市北区	8.9	29	9.5	31
幸手市	8.8	30	9.4	34
さいたま市見沼区	8.7	31	9.4	33
上里町	8.7	32	9.2	39
吉川市	8.7	33	11.4	13
熊谷市	8.6	34	8.1	49
富士見市	8.5	35	11.2	16
ふじみ野市	8.3	36	10.1	24
本庄市	8.3	37	8.5	46
朝霞市	8.3	38	9.5	29
桶川市	8.3	39	9.2	36
志木市	8.0	40	8.5	47

市区町村	平成28年		平成27年	
	犯罪率	順位	犯罪率	順位
飯能市	7.9	41	8.6	45
さいたま市浦和区	7.9	42	7.6	53
深谷市	7.8	43	9.0	42
杉戸町	7.8	44	9.3	35
さいたま市西区	7.8	45	8.0	51
伊奈町	7.7	46	6.6	61
行田市	7.6	47	9.5	32
白岡町	7.5	48	7.3	57
さいたま市南区	7.4	49	7.5	54
毛呂山町	7.2	50	8.3	48
松伏町	7.2	51	9.1	41
鴻巣市	7.0	52	6.4	62
三芳町	7.0	53	8.9	44
北本市	7.0	54	7.0	60
蓮田市	6.6	55	8.0	50
嵐山町	6.6	56	9.2	37
日高市	6.5	57	7.4	56
美里町	6.4	58	7.5	55
神川町	6.1	59	9.2	38
寄居町	6.1	60	7.3	58
加須市	6.0	61	7.7	52
秩父市	5.8	62	5.5	63
吉見町	5.7	63	7.0	59
ときがわ町	5.6	64	4.9	65
越生町	5.1	65	3.8	68
小鹿野町	4.9	66	3.3	70
小川町	4.6	67	4.8	66
鳩山町	4.1	68	4.1	67
長瀨町	3.6	69	3.1	71
横瀬町	3.4	70	3.3	69
皆野町	3.3	71	5.2	64
東秩父村	3.1	72	2.3	72
発生地不明	—	—	—	—
埼玉県平均	9.6		10.1	

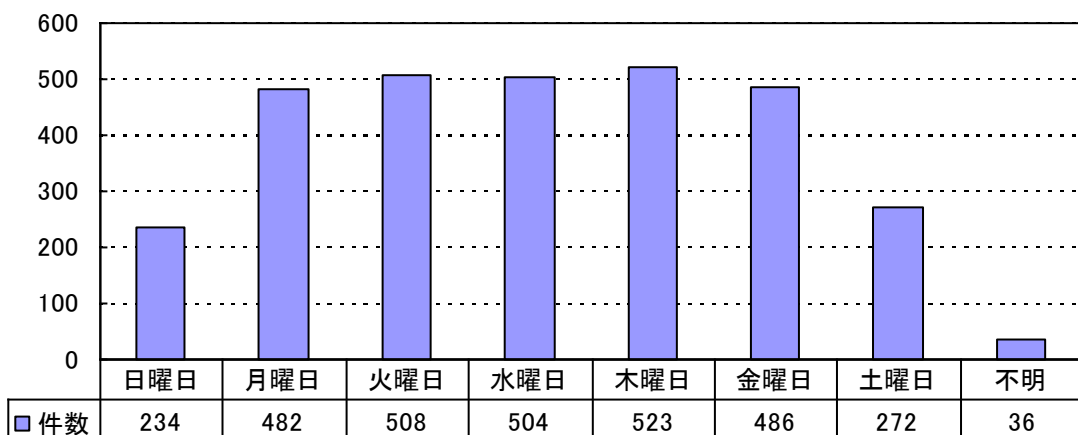
※ 人口1,000人当たりの刑法犯認知件数

9 埼玉県内の子どもの声かけ事案の発生状況（平成28年）[埼玉県警察本部資料]

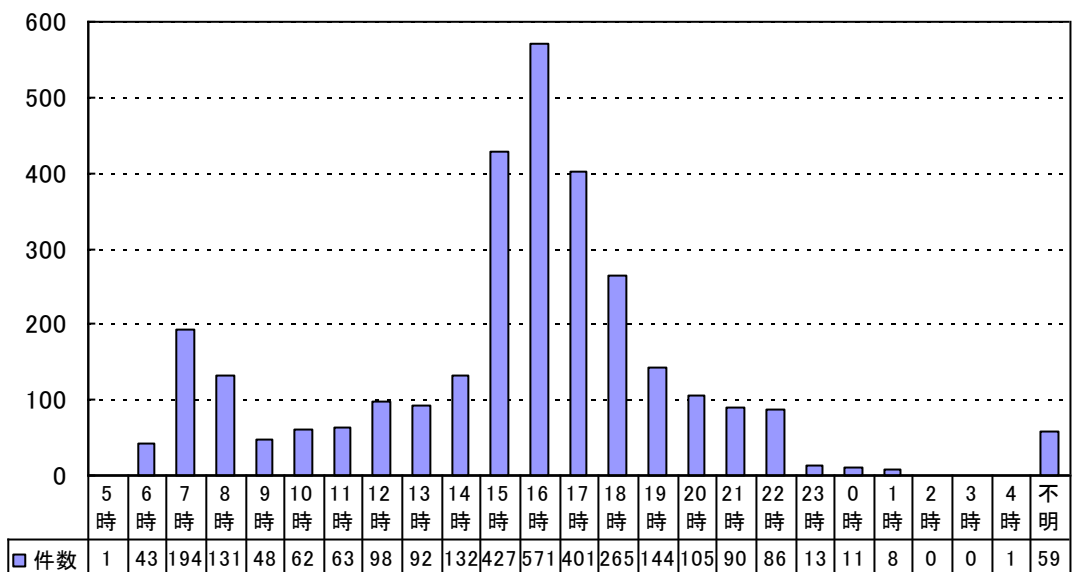
●月別発生件数



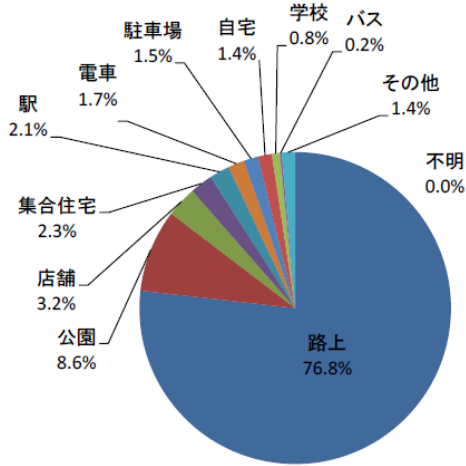
●曜日別発生件数



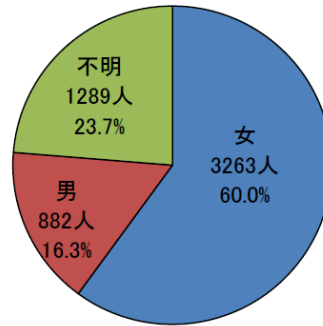
●時間帯別発生件数



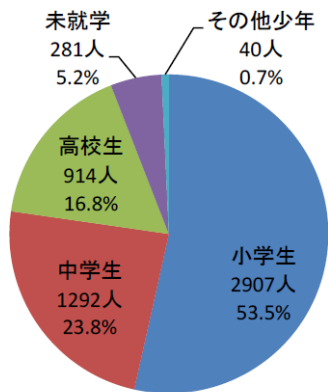
●場所別発生状況



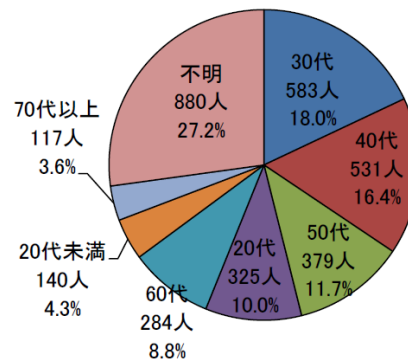
●被行為者の性別



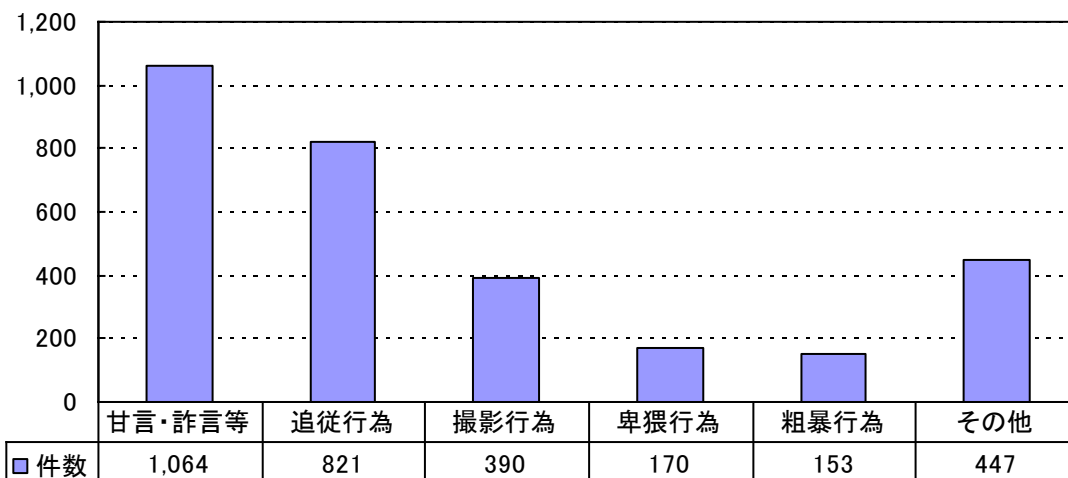
●被行為者の学職



●被疑者の年齢



●声かけ事案の形態の状況



～凡例～

甘言・詐言等：「欲しい物があったら買ってあげる」等と声をかけ、金品で誘う手口又は道聞きを装う手口

追従行為：車両や徒歩で後をつけたり、追いかけてりする手口

撮影行為：デジタルカメラ、携帯電話の撮影機能等を使用し、容姿を撮影する手口

卑猥行為：卑猥な文言の声をかけたり、胸や尻等の羞恥を覚えるような部位を触ろうとしたりする手口

粗暴行為：大声を上げて接近したり、手を引く、肩に手をかける等の身体に接触又は接触しようとしたりする手口

その他：上記形態に分類されない文言不明の声かけ事案等

吉川市安全安心都市宣言

吉川市告示第179号
平成18年9月28日制定

犯罪や交通事故は、私たちの生活する場で起こります。時には子どもたちも巻き込んで、今まであたり前だった幸せな生活をこわしてしまいます。

犯罪や交通事故のない安全で安心して暮らせる吉川市を築くことは、市民みんなの願いです。

今、私たちは「自らの安全は自ら守ろう」を合言葉に、市民一人ひとりがおたがいのつながりを深め、力を合わせて、犯罪や交通事故のないまちを目指します。

ここに、私たちは、安全で安心なまちの実現に向けて、吉川市を「安全安心都市」とすることを宣言します。

(1) 制定の目的

本市では、昭和60年に交通安全に関する「交通安全都市宣言」を制定しています。

しかし、「交通安全都市宣言」の制定以後20年を経過する中で、制定した時代の背景や市民の意識などが大きく変わってきています。

そこで、現在、市民生活の中で問題となっている「防犯」も「交通安全」と同時に進めるため、「交通安全都市宣言」を廃止し、本市を「安全安心都市」とすることを広く明らかにするとともに、その実現に向けた取り組みを進めるため制定したものです。

(3) 宣言文の解説

『①犯罪や交通事故は、②私たちの③生活する場で起こります。時には④子どもたちも巻き込んで、⑤今まであたり前だった幸せな生活をこわしてしまいます。』

①自然災害を除いた、生活の中の身近な問題として犯罪と交通事故について取り上げています。

②すべての人、誰しも、という意味です。

③職場、家庭・・・日常生活の中で、という意味です。

④子どもは未来を担う宝です。しかし、住民の連帯意識の希薄化などを背景に、犯罪の発生件数の増加に比例するように、何の罪もない、抵抗もできない子どもたちが連れ去られたり、いきなり襲われたり、安全であった学校に不審者が侵入してくるなどの事件が増加しています。また、近年市内でも小学生が重傷を負う交通事故が多発しています。

⑤年々増加する犯罪は、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっています。こうした中で、犯罪被害者や交通事故の犠牲者とその家族は、大きな痛みを受けながら、肉体的、精神的、経済的な苦痛を強いられます。犯罪や事故による被害の責任を負うのは、加害者ですが、誰もが被害者となる可能性の高まっている今こそ、被害者の視点に立って、安全で安心した社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければなりません。

せん。また、時には、交通事故の加害者となってしまう、自分自身や家族の幸せな生活を壊してしまうこともあります。

『犯罪や事故のない⑥安全で安心して暮らせる吉川市を築くことは、⑦市民みんなの願いです。』

⑥安全が確保されて、安心できるという考え方です。具体的に安全・安心とは、社会の安全が何らかの方法で確保できたとしても、安全を考慮せずに個人が行動すれば、安全な社会は容易に崩れてしまいます。社会の安全に加えて、利用する個人が安全に対する知識や意識を持って行動することではじめて安全が確保され、個人が安心できるといわれています。

⑦平成18年12月に実施した市民意識調査では、市の各施策を取組む中での重要度（回答選択が21項目）として、2番目に「防犯体制の充実の取組」が重要であるとの回答がありました。このことから、防犯に対する市民の重要度は高いことが伺えます。

『今、⑧私たちは⑨「自らの安全は自ら守ろう」を⑩合言葉に、市民一人ひとりが⑪おたがいのつながりを深め、⑫力を合わせて、⑬犯罪や交通事故のないまちを目指します。』

⑧「私たち」には、市民、地域（自治会、PTAなど）、事業者、市、警察、県、国など、吉川市にかかわるすべての方が含まれています。

⑨「自ら」とは自分やまわりの方、グループ、地域をいいます。犯罪や交通事故に遭わないことが重要であり、まずは自分たちを守るための方法や知識を高める必要があります。

⑩市民一人ひとりが意識しましょう、という意味です。

⑪地域の安全安心を推進する上で、地域のコミュニティが果たす役割は非常に重要です。その地域で暮らす住民同士が、地域への関心、愛着や互いに支え合う意識を持つことは、安全安心のまちづくりの基礎といえます。

⑫市民、地域、事業者、市、警察がそれぞれの責務や役割を確認し、みんなの力で「地域の安全性」を高め、誰もが安心して暮らせるまちの実現に向けて取り組む、ということです。（下記参照）

⑬犯罪や交通事故をゼロにすることは非常に困難ですが、みんなの力で、犯罪や交通事故を減少させ、「犯罪や交通事故のないまち」を目指すものです。

『⑭ここに、私たちは、安全で安心なまちの実現に向けて、吉川市を「安全安心都市」とすることを宣言します。』

⑭吉川市を安全で安心なまちにするため、吉川市を「安全安心都市」とすることを広く明らかにするとともに、市民、市、警察など市に係るすべての人々がその実現を決意するものです。

1 1 吉川市わがまち防犯隊連絡会会則

吉川市わがまち防犯隊連絡会会則

(名称)

第1条 この会は、吉川市わがまち防犯隊連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちの実現を目指すため、吉川市内の防犯ボランティア団体の相互の連携を強化し、地域が一体となった防犯活動の充実に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 防犯ボランティア団体相互の情報交換及び連携強化に関すること。
- (2) 防犯意識の高揚及び啓発に関すること。
- (3) 自主防犯活動の促進に関すること。
- (4) 吉川市、吉川警察署等の関係団体との情報交換に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

(構成)

第4条 連絡会は、第2条の目的に賛同する防犯ボランティア団体（以下「会員」という。）をもって組織する。

- 2 会員は、構成員5人以上の平均月1回以上の活動実績のある防犯ボランティア団体とする。
- 3 入会しようとする防犯ボランティア団体は、所定の申込書により申し込まなければならない。申込書の内容が変更されたときも同様とする。

(役員)

第5条 連絡会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名

- 2 会長は、吉川地区地域安全推進連絡協議会の代表者をもって充てる。
- 3 副会長は、吉川市自治連合会及び吉川市PTA連合会の代表者をもって充てる。
- 4 幹事は、会員の中から会長が指名する。

(職務)

第6条 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 前項の規定により会長の職務を代行すべき副会長は、会長があらかじめ指名しておくものとする。
- 4 幹事は、役員会を構成し、会務を処理する。

(任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(会議)

第8条 連絡会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席した構成員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(総会)

第9条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 会則の改正に関する事。
- (2) 事業計画に関する事。
- (3) 役員の承認に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(役員会)

第10条 役員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- (2) 総会に付議する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(事業年度)

第11条 連絡会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(顧問)

第12条 連絡会に顧問を置く。

- 2 顧問は、吉川市長及び吉川警察署長をもって充てる。

(事務局)

第13条 連絡会の事務局は、吉川市役所市民生活部危機管理課に置く。

(委任)

第14条 この会則の施行について必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成19年9月30日から施行する。
- 2 連絡会の設立当初の役員の任期は、平成21年に開催する総会までとする。

1 2 第3次吉川市防犯推進計画の策定経緯

平成29年 12月 吉川市防犯推進計画庁内検討委員会設置、要綱作成
平成30年 2月 第1回吉川市防犯推進計画庁内検討委員会
吉川市防犯推進計画原案作成
パブリックコメント（2月23日～3月22日）
吉川市わがまち防犯隊連絡会役員へ意見聴取
3月 第2回吉川市防犯推進計画庁内検討委員会

1 3 犯罪統計出展

- 警察庁 参考資料 刑法犯少年の検挙人員の推移（全国）
参考資料 来日外国人犯罪の検挙件数の推移（全国）
参考資料 振り込め詐欺の被害発生件数・被害額（全国）

- 埼玉県警察本部 検挙された少年・成人の人口比
刑法犯少年の学職別構成比の変化
刑法犯少年の再非行率
参考資料 全国の認知件数・検挙の推移
参考資料 埼玉県内の認知件数・検挙の推移
参考資料 埼玉県内の市区町村別の犯罪率（平成27年・28年）
参考資料 埼玉県内の子どもの声かけ事案の発生条項（平成28年）

- 埼玉県警察吉川警察署 吉川市内の認知件数・検挙の推移
吉川市内の罪種別認知件数の推移
吉川市内の振り込め詐欺の被害発生件数・被害額

- 埼玉県東部地域振興センター 街頭犯罪・侵入盗の件数

- 吉川市政策室 市民意識調査

吉川市防犯推進計画

発行 埼玉県吉川市
〒342-8501
埼玉県吉川市吉川二丁目1番地1
TEL 048-982-5111(代表)

企画・編集 吉川市市民生活部危機管理課

平成30年3月